

# 女性議員の増加を目的とした措置 —諸外国におけるクオータ制の事例—

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
政治議会課 宮畑 建志

## 目 次

はじめに

### I クオータ制の諸形態及び導入状況

- 1 クオータ制の諸形態
- 2 クオータ制の導入状況

### II クオータ制の内容

- 1 性別比率規制
- 2 名簿登載順位規制
- 3 強制の手段

### III 諸外国・地域の事例

- 1 法律型クオータ（議席割当制）
- 2 法律型クオータ（候補者クオータ制）
- 3 政党型クオータ

おわりに

## 要 旨

平成 27 (2015) 年は、我が国における女性参政権実現から 70 年という節目の年でもあるが、国会における女性議員比率は国際的に比較しても高い状況とは言い難く、何らかの改善策が求められている。女性議員の増加に高い効果が見込まれる措置として、近年、諸外国・地域において導入例が増加し、また、我が国でも注目されている施策が、クォータ制である。本稿は、クォータ制の諸形態を整理し、諸外国・地域における導入状況及びその内容を概観することで、今後の我が国におけるクォータ制に関する議論に資することを目的とする。

### はじめに

戦後 70 年を迎えた平成 27 (2015) 年は、同時に、我が国における女性参政権実現から 70 年という節目の年でもある。しかし、我が国の女性国会議員（以下「女性議員」という。）の比率は、平成 27 (2015) 年 9 月 1 日現在、衆議院で 9.5%(定数 475 人中 45 人)、参議院で 15.7% (定数 242 人中 38 人) であり、国際的に比較しても高い数値とは言い難い<sup>(1)</sup>。列国議会同盟 (Inter-Parliamentary Union: IPU) が毎月発表している女性議員比率の 2015 年 9 月 1 日現在の国際ランキングによると、我が国の衆議院は 190 か国中 155 位であり、参議院は上院を有する 76 か国中 54 位である。また、OECD 加盟 34 か国の中では、衆議院は最下位であり、参議院は上院を有する 19 か国中 17 位となっている。

我が国の「男女共同参画社会基本法」(平成 11 年法律第 78 号) は、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている」(前文) とし、「男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない」(第 5 条) としている。しかし、政策・方針決定過程への女性の参画は、先述のとおり、女性議員比率という点で、他の OECD 加盟国の後塵を拝しているのが現状である。女性議員が過少である状況を改善する何らかの取組が求められるところである<sup>(2)</sup>。

女性議員の増加を目的とした措置としては、議員を目指す女性に対する研修や訓練の提供、政治活動及び選挙運動に必要な資金の援助等、様々な施策が考えられるが、高い効果が見込まれる措置として、近年、諸外国・地域において導入例が増加し、また、我が国でも注目されている施策が、クォータ制である。本稿は、クォータ制の諸形態を整理し、諸外国・地域における導入状況及びその内容を概観することで、今後の我が国におけるクォータ制に関する議論に資することを目的とする。なお、本稿におけるクォータ制とは、議員数(非公選議員も含む。)における男女の均衡—現状

\* 本稿におけるインターネット資料の最終アクセス日は、2015 年 10 月 1 日である。

(1) 我が国の女性議員の比率の推移及び諸外国との比較については、以下の文献に詳しい。高澤美有紀「女性国会議員比率の動向」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』883 号, 2015.11.24. (刊行予定)

に即して言えば女性議員の増加—を目的とした措置として、法令又は政党等の規約類において、議員、公認候補者又はその志願者における性別比率（性別人数を含む。）を明示的に定め（性別比率に直接言及がない場合であっても、結果としてそれが算出できる規定となっている場合はこれを含む。）、これを義務付ける制度<sup>(3)</sup>を指す。

## I クオータ制の諸形態及び導入状況

### 1 クオータ制の諸形態

クオータ制は、様々な分類が可能であるが、法制化の有無及び規制の対象という2つの基準で分類されることが多い<sup>(4)</sup>。まず、法制化の観点からは、クオータ制が法制化されている、つまり、憲法や法律に定められている場合と、法制化されてはいないが、政党等の規約類において自発的に定められている場合に分けることができる。前者は「法律型クオータ」、後者は「政党型クオータ」と呼ばれる<sup>(5)</sup>。次に、規制の対象—すなわち直接にはどの段階で女性の比率を増やそうとするか—については、①議員数、②候補者数及び③志願者数が想定される。①議員数に対する規制とは、あらかじめ女性議員（場合によっては男性議員）の比率（人数を含む。）を定めることで、その議席を確保しておくこと（議席割当制）である。同様に、②候補者数に対する規制とは、選挙の際、各政党が擁立する公認候補者（以下「候補者」という。）の性別比率を定めること（候補者クオータ制）であり、③志願者数に対する規制とは、候補者の最終決定の前段階における志願者の性別比率を定めること（志願者クオータ制）である。以上をまとめると、図1のように、法律型クオータ及び政党型クオータが各々3つに分かれ、計6つの類型が存在することになる。ただし、一般的には、上記の分類法に基づきつつも、クオータ制の実際の事例の多寡等を考慮して、法律型クオータの議席割当制及び候補者クオータ制並びに政党型クオータの3つの形態に分けることが多い。本稿もこれに倣い、この3つの形態を基本にしつつ、適宜、上記の6つの類型にも言及することにする。

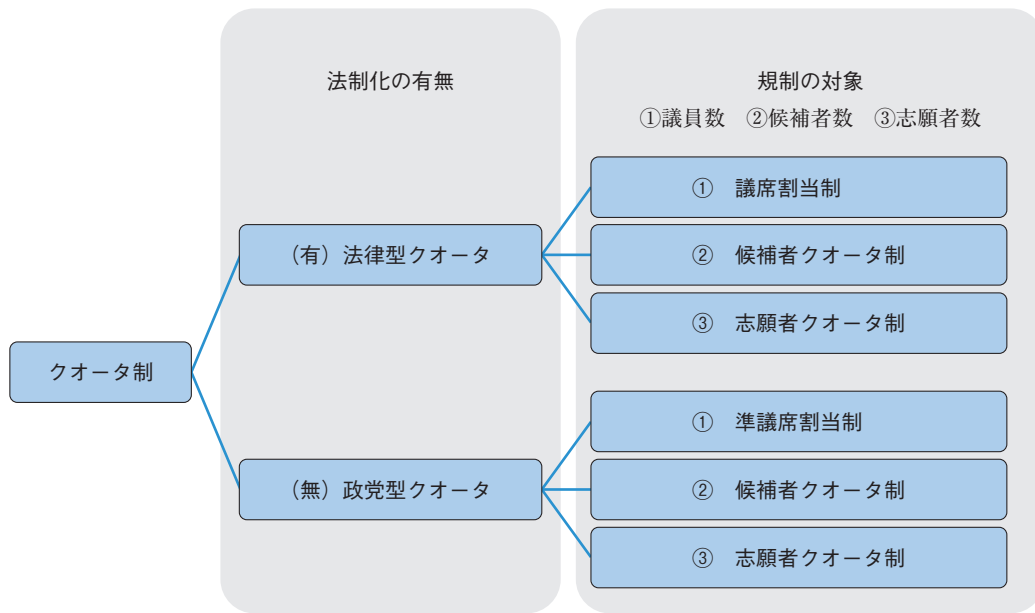
(2) 政府の取組としては、第2次男女共同参画基本計画（平成17年12月決定）において、「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%になるよう期待し、各分野の取組を推進する」とし、第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月決定）において、衆参国会議員候補者について、2020年までに30%となるよう目標を定めている（ただし、「目標」とは、政府が政党に働きかける際に、政府として達成を目指す努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。）。これを受けて、平成23（2011）年から、男女共同参画担当大臣が、各政党に対して、衆議院議員選挙、参議院議員選挙及び地方議会選挙における女性候補者の割合が高まるよう、ポジティブ・アクション導入の検討を求めている。

(3) 目標設定や勧告レベルの措置をソフト・クオータと呼ぶ場合があるが、本稿においてはクオータ制に含めないこととする。なお、クオータ制は、少数民族、障害者及び青年等の代表を確保するためにも使用されるが、本稿では性に関わるものに限定する。

(4) 例えば、Drude Dahlerup, "Introduction," Drude Dahlerup, ed., *Women, Quotas and Politics*, London: Routledge, 2006, pp.20-21.

(5) 本稿では、クオータ制が法制化されており、かつ、政党等の規約類においても定められている場合は、法令と党規約類の規定内容が異なる場合であっても、法律型クオータに区分することにする。

図1 クォータ制の分類



(出典) 筆者作成。

## 2 クォータ制の導入状況

前節で述べた分類に従って、諸外国・地域におけるクォータ制の導入状況を確認する（女性議員比率と併せて表1参照）。クォータ・プロジェクトの調査<sup>(6)</sup>によると、国政選挙（二院制の場合は下院選挙）に法律型クォータを導入している国は、79である。法律型クォータのうち、議席割当制は24か国で採用されている。その多くはアフリカ及びアジア諸国である。クォータ・プロジェクトは、法律型クォータのうち議席割当制以外はすべて候補者クォータ制に分類しているため、候補者クォータ制を採用している国は、残りの55か国となるが、規制対象の3分類に照らせば、このうちパナマ及びパラグアイの制度は、志願者クォータ制に分類される<sup>(7)</sup>。OECD加盟国の中で法律型クォータを導入しているのは、アイルランド、イタリア、韓国、ギリシャ、スペイン、スロベニア、チリ、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル及びメキシコの12か国であり、すべて候補者クォータ制を採用している（表2参照）。

政党型クォータを導入している政党がある国は、32である<sup>(8)</sup>。これらの国の政党で採用されているクォータ制の大半が候補者クォータ制である。志願者クォータ制は、英国労働党が1993年に採用した女性限定リストがその例として挙げられる（Ⅲ3(2)参照）。準議席割当制<sup>(9)</sup>については、現在、採用例は見当たらないが、かつてモロッコの諸政党が近似する制度を採用したことがある<sup>(10)</sup>。

(6) クォータ・プロジェクトは、クォータ制に関する研究プロジェクトで、2003年に国際民主化選挙支援機構（International IDEA）及びストックホルム大学が立ち上げたものである。2009年から列国議会同盟（IPU）もプロジェクトに参加している。以下の導入状況に関する数字は、原則として同プロジェクトのウェブサイト <<http://www.quotaproject.org>> によったが、同サイトの記述は、ルワンダを候補者クォータ制とする等の誤り及び分類基準のぶれが散見され、また、法律の制定及び改廃の反映にタイムラグがあるため、筆者の判断で適宜修正を施している。なお、国の数は、クォータ・プロジェクトが国（country）として扱っているもの（台湾は含まれていない。）の数であり、我が国が未承認のものも含んでいる。

(7) 両国とも志願者クォータ制を1997年に法制化しており、候補者を選定する予備選挙の志願者における女性の比率を、パナマ（一院制、小選挙区比例代表並立制）は50%以上（2012年改正以前は30%）、パラグアイ（二院制、上下院とも拘束名簿式比例代表制）は20%以上とすることを各々選挙法典に定めている。

(8) 国政レベルの議会に議席を有する政党のうち、政党型クォータを導入している政党が1つでも存在すればカウントされる。

表1 国政レベルの議会における女性議員比率（上位20位までの国及びOECD加盟国）

順位	国名	女性議員比率	クオータ制の導入状況
1(1)	ルワンダ	63.8%	法律型*
2(2)	ボリビア	53.1%	法律型
3(3)	キューバ	48.9%	—
4(4)	セーシェル	43.8%	—
5(5)	スウェーデン	43.6%	政党型
6(6)	セネガル	42.7%	法律型
7(7)	メキシコ	42.4%	法律型
8(8)	南アフリカ	41.9%	政党型
9(9)	エクアドル	41.6%	法律型
10(10)	フィンランド	41.5%	—
11(11)	アイスランド	41.3%	政党型
11(11)	ナミビア	41.3%	政党型
11(11)	ニカラグア	41.3%	法律型
12(14)	スペイン	41.1%	法律型
13(15)	モザンビーク	39.6%	政党型
13(15)	ノルウェー	39.6%	政党型
14(17)	アンドラ	39.3%	—
14(17)	ベルギー	39.3%	法律型
15(19)	エチオピア	38.8%	政党型
16(20)	東ティモール	38.5%	法律型
17(21)	デンマーク	37.4%	—
18(22)	オランダ	37.3%	政党型
19(23)	アンゴラ	36.8%	法律型
20(24)	スロベニア	36.7%	法律型
21(25)	ドイツ	36.5%	政党型
∴			
31(37)	ニュージーランド	31.4%	—
32(38)	ポルトガル	31.3%	法律型
∴			
33(41)	イタリア	31.0%	法律型
35(42)	オーストリア	30.6%	政党型
36(43)	スイス	30.5%	政党型
∴			
39(47)	英国	29.4%	政党型
∴			
41(49)	ルクセンブルク	28.3%	政党型
∴			
45(53)	オーストラリア	26.7%	政党型
∴			
47(56)	フランス	26.2%	法律型
∴			
50(62)	カナダ	25.3%	政党型
∴			
54(68)	イスラエル	24.2%	政党型
55(69)	ポーランド	24.1%	法律型
∴			
57(71)	エストニア	23.8%	—
∴			
61(75)	ギリシャ	23.0%	法律型
∴			
73(90)	チェコ	20.0%	政党型
∴			
76(96)	米国	19.4%	—
∴			
78(98)	スロバキア	18.7%	—
∴			
82(102)	トルコ	17.8%	政党型
∴			
89(113)	アイルランド	16.3%	法律型
89(113)	韓国	16.3%	法律型
∴			
92(120)	チリ	15.8%	法律型
∴			
117(153)	ハンガリー	10.1%	政党型
∴			
119(155)	日本	9.5%	—

(注) 2015年9月1日現在の数値。二院制の場合は下院に限る。本表における「\*」は、議席割当制を示し、また、「—」は、クオータ制が採用されていない、又は、出典に情報が掲載されていないことを示す。分類は、本稿の基準による。

(出典) IPU, "World Classification," *Women in National Parliaments*. <<http://www.ipu.org/wmn-e/classif.htm>>; Quota Project Website <<http://www.quotaproject.org/>> を基に筆者作成。なお、IPUは、同一順位に複数国が並ぶ場合に次点の国の順位をその分下げずに算出している（括弧内は下げた場合の順位）。

- (9) 議席割当制は、法制化されていなければ実現し得ないため、政党型クオータに議席割当制は存在しない。しかし、政党間の自発的な協定によって擬似的に議席割当制を創出することは可能である。つまり、政党間で議会における女性議員枠の設定を合意し、協定を締結する等の場合である。言うまでもなく、協定に参加しない政党の存在は否定できず、また、参加している政党であっても協定からの離脱が比較的容易であることを考慮すれば、協定の存在を以て、議席割当制とするのはふさわしくない。本稿では、このような政党間協定による擬似的な議席割当制を準議席割当制と呼ぶことにする。
- (10) モロッコでは、2002年、下院の定数325人のうち、拘束名簿式比例代表制（全国区）で選出する議員30人を事実上すべて女性とする政党間協定が締結されている。ただし、政党の比例名簿に男性を登載することが禁止されたわけではなく、当選可能性のある順位に女性候補者が登載されたという。したがって、厳密に言えば、議員数に対する規制ではなく、候補者数に対する規制であり、準議席割当制とは言えない制度である。なお、当時の政府は、法律で議席割当制を導入することを検討していたが、当時の憲法の差別禁止条項に抵触することを恐れて、政党間協定を促したと言われている。なお、現在のモロッコは、憲法改正を経て、下院の定数395人のうち、60人を女性議員とし、30人を40歳以下の青年男性議員とする議席割当制を採用している。Eve Sandberg and Kenza Aqertit, *Moroccan Women, Activists, and Gender Politics: An Institutional Analysis*, London: Lexington Books, 2014, pp.127-128.

表2 OECD加盟国における法律型クォータ（国政レベル：二院制の場合は下院）

国名 (導入年)	選挙制度	クォータ制の内容
アイルランド (2012)	単記移議式 比例代表制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれの性の候補者も30%以上（次期総選挙執行日から7年経過後の総選挙執行日以降40%に引上げ）</li> <li>・違反した政党等への公的助成の交付額を50%削減</li> </ul>
イタリア (2015：ただし、減額措置については、2014)	多数派プレミアム付 比例代表制（原則、非拘束名簿式）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれの性の候補者も50%(1州における選挙区の候補者名簿筆頭登載者については、いずれの性も40%以上)</li> <li>・各名簿は男女交互に掲載</li> <li>・一方の性が候補者数の40%未満の政党等への公的助成の交付額を当該割合と40%との差1ポイントあたり0.5%(最大10%)削減（減額は減額対象以外の政党に交付）</li> <li>※有権者は名簿に対する投票の際、当該名簿の候補者（筆頭登載者を除く）に対し、2票までの選好投票が可能だが、同一の性に2票投じることは不可</li> </ul>
韓国 (2000)	小選挙区 比例代表並立制 (拘束名簿式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・比例代表部分について、50%以上女性を公認し、候補者名簿の順位の数値は女性</li> <li>※小選挙区部分における努力義務として、30%以上の選挙区において女性を公認すること（一定数の選挙区において女性候補者を公認した政党に対して、女性公認補助金を交付）</li> </ul>
ギリシャ (2012)	非拘束名簿式 比例代表制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれの性の候補者も3分の1以上（小数点以下、四捨五入）</li> <li>・違反した政党等の名簿を却下</li> </ul>
スペイン (2007)	拘束名簿式 比例代表制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれの性の候補者も名簿全体及び上位から順次数えて各5人のグループ内で40%以上（5人未満の場合は可能な限り男女のバランスをとる）</li> <li>・違反した政党等の名簿を却下</li> </ul>
スロベニア (2006)	非拘束名簿式 比例代表制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれの性の候補者も35%以上（3人の名簿の場合は各々の性が1人以上）</li> <li>・違反した政党等の名簿を却下</li> </ul>
チリ (2015)	非拘束名簿式 比例代表制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれの性の候補者も40%以上</li> <li>・違反した政党等の名簿を却下</li> </ul>
フランス (2000)	小選挙区 2回投票制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各政党の候補者数の男女差は当該政党の全候補者数の2%以下</li> <li>・違反した政党等への公的助成の得票数割（予算総額の50%、残額は議員数割）の部分につき、候補者数の男女差の程度に応じて削減（現行制度では最大75%、次期総選挙から適用される制度では最大100%）</li> </ul>
ベルギー (2002)	非拘束名簿式 比例代表制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各政党の候補者数の男女差は1以下</li> <li>・上位2名には異なる性の候補者を登載</li> <li>・違反した政党等の名簿を却下</li> </ul>
ポーランド (2011)	非拘束名簿式 比例代表制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれの性の候補者も35%以上</li> <li>・違反した政党等の名簿を却下</li> </ul>
ポルトガル (2006)	拘束名簿式 比例代表制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれの性の候補者も33.3%以上</li> <li>・名簿の連続する3つの順位に一方の性のみを登載することを禁止</li> <li>・選挙運動に対する公的助成のうち、選挙結果に基づく配分額（予算総額の80%）につき、一方の性が候補者数の20%未満の政党等は50%削減、20%以上33.3%未満の政党等は25%削減、順位規制に違反した政党等は50%削減（3人未満の名簿は適用除外）</li> </ul>
メキシコ (2002)	小選挙区 比例代表並立制 (拘束名簿式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小選挙区、比例区共にいずれの性の候補者も40%以上</li> <li>・名簿の上位から順次数えて各5人のグループ内では、いずれの性も2人以上とし、男女交互に登載</li> <li>・違反した政党等の名簿を却下</li> <li>※候補者を民主的に選挙で選出する政党等は適用除外</li> </ul>

（出典） 各国法令、Quota Project Website <<http://www.quotaproject.org/>>等を基に筆者作成。

## II クォータ制の内容

### 1 性別比率規制

性別比率規制には、例えば、「女性議員の比率を30%以上にする」、「候補者において、いずれか一方の性が60%を超えてはならない」といった内容の規制がある。この規制は、議席割当制、候補者クォータ制及び志願者クォータ制のいずれにおいても採用できる。ここでは、採用事例の多い

候補者クォータ制を例に、規制の内容について述べる。

選挙区の定数が1の場合（例：小選挙区制）、採用される規制の内容としては、主に、①政党等が擁立した全候補者数における性別比率を定めるもの、②特定の複数の選挙区を1組にして、当該選挙区に擁立した候補者数における性別比率を定めるものとがある。②は、特に、2つの選挙区を1組にして男女1人ずつ擁立する場合、ツイニング方式と呼ばれる。採用例としては、1999年のスコットランド議会選挙及びウェールズ議会選挙における英国労働党が挙げられる（Ⅲ3(2)参照）。また、選挙区の定数が2以上で、政党等が当該選挙区に複数の候補者を擁立する場合（例：比例代表制）には、③当該選挙区1区に擁立する候補者の性別比率を定めることも可能である。

性別比率規制は、候補者数における男女の均衡について、一定程度、効果が得られる。しかし、性別比率に関する要件が満たされたとしても、①及び②については、政党にとって議席獲得の見込みがある選挙区に一方の性の候補者が擁立され、もう一方の性の候補者は議席獲得の見込みがない選挙区を中心に擁立されるおそれもあり、③については、例えば拘束名簿式比例代表制の政党候補者名簿（以下「名簿」という。）において、名簿の登載順位<sup>(11)</sup>の上位を一方の性が独占し、もう一方の性は下位にしか登載されないおそれもある。この結果、当該政党の当選人も一方の性が大半を占めるという状況も起こり得る（性別比率を50%とするクォータ制の下での名簿の例として、図2の名簿1参照）。候補者の性別比率規制のみによって、議員数における男女の均衡を図るには、それが法制化されている場合であっても、候補者を擁立する政党等の男女共同参画への高い意識、特に当選可能性についての配慮が必要となる。なお、性別比率規制の規定の仕方としては、一方の性の比率のみを定めるより、男女の比率を定める方が性に中立的と言えよう。

図2 クォータ制に基づく名簿作成の例（当該名簿の当選人が7人の場合）

〈名簿1〉	〈名簿2〉	〈名簿3〉	〈名簿4〉	〈名簿5〉
1 男	1 男	1 男	1 男	1 女
2 男	2 女	2 女	2 女	2 男
3 男	3 男	3 男	3 男	3 女
4 男	4 女	4 女	4 男	4 男
5 男	5 男	5 男	5 男	5 女
6 男	6 男	6 女	6 女	6 男
7 男	7 女	7 男	7 女	7 女
8 男	8 女	8 女	8 男	8 男
9 男	9 女	9 男	9 女	9 女
10 男	10 男	10 女	10 女	10 男
11 女	11 女	11 男	11 男	11 女
12 女	12 男	12 女	12 女	12 男
13 女	13 女	13 男	13 男	13 女
14 女	14 女	14 女	14 女	14 男
15 女	15 男	15 男	15 女	15 女
16 女	16 男	16 女	16 男	16 男
17 女	17 男	17 男	17 男	17 女
18 女	18 女	18 女	18 女	18 男
19 女	19 男	19 男	19 男	19 女
20 女	20 女	20 女	20 女	20 男

（出典） 筆者作成。

(11) 当該名簿に登載される候補者の当選すべき順位を示す。

## 2 名簿登載順位規制

先述のとおり、候補者数の性別比率規制のみでは、議員数において男女の均衡を欠く可能性もある。このような可能性を減じる目的で、名簿の登載順位が示される場合に、これに規制がかけられる場合がある。

規制の内容としては、④名簿に登載された候補者を登載順に一定数のグループに分け、グループ内の性別比率を定めるもの、⑤名簿に男女を交互に登載するよう義務付けるもの、⑥一部の登載順位にある候補者の性別を指定するもの等がある。まず、④は、例えば「名簿の登載順位の上位から順次数えて各4人のグループ内における男女の候補者を同数にする」という規定が該当する（図2の名簿2参照）。⑤は、ジッパー方式と呼ばれており（同名簿3参照）、これが拘束名簿式比例代表制の下で採用される場合、1選挙区における1政党の当選人数における男女差は、常に1以下となる。⑥は、順位割当方式と呼ばれるもので、例えば「名簿の登載順位が第2順位、第6順位、第9順位及び第15順位にある候補者は、女性とする」という規定が該当する（同名簿4参照）。これは、イスラエルの諸政党が、予備選挙において部分的に採り入れている（Ⅲ3(3)参照）。また、④から⑥の内容が組み合わされて採用されることもある。例えば、ジッパー方式に、「名簿の奇数の登載順位は女性とする」という順位割当方式が追加されることがある（同名簿5参照）。これが拘束名簿式比例代表制の下で採用される場合には、1選挙区における1政党の当選人の半数以上が女性になる。このように、特にジッパー方式のような強い規制が採用されると、候補者数における男女の均衡のみならず、議員数における男女の均衡に対しても、他の方式に比較して大きな効果が想定される<sup>(12)</sup>。一方で、効果の大きさをゆえに、これが政党等による自主規制ではなく法規制である場合には、議席割当制とは制度の設計思想が異なるとは言え、結果を保証する同制度に近似することになる。また、政党等の候補者擁立及び名簿作成の自由が、相対的に制限されることになる。

## 3 強制の手段

採用したクォータ制を遵守させる手段として、政党等に対して何らかの制裁措置あるいは優遇措置を設けることが考えられる。ここでは法律型クォータにおける強制の手段を例に、その内容について述べる<sup>(13)</sup>。

第1に、直接的な強制手段の例として、名簿の却下が挙げられる。この手段は、国政選挙（二院制の場合は下院選挙）に法律型クォータを導入している OECD 加盟国では、ギリシャ、スペイン、スロベニア、チリ、ベルギー、ポーランド及びメキシコの7か国で採用されている。例えば、スペインでは、名簿の修正のために一定の猶予期間を与えた上で、応じない場合は選挙委員会が名簿を却下することになっている。

第2に、間接的な強制手段の例として、罰金及び公的助成制度による動機付けが挙げられる。罰金による動機付けは、OECD 加盟国では採用例がないが、アルバニア、クロアチアが採用している。公的助

(12) ただし、図2の名簿5のようなクォータ制の採用には、慎重な検討が必要である。極端な例として、仮に、これが法律型クォータとして、拘束名簿式比例代表制の下で採用され、1選挙区の定数が少なく、当選人1人の政党が多い状況を想定すると、各名簿の第1順位の候補者は女性であることが決まっているため、男女の均衡を大きく崩す形で女性候補が多く当選する可能性もある。

(13) 政党型クォータを導入している政党で、クォータ制の要件を満たさなかった場合の規定を規約等に定めている政党は多くないが、例としては、積明義務を課すドイツのキリスト教民主同盟が挙げられる（Ⅲ3(1)表5参照）。一方、同じくドイツの社会民主党は、クォータ制の導入の際、党内の反発を回避するために制裁措置を規定しなかったという指摘がある。中谷毅「ドイツにおける女性議員のクォータ制—ドイツ社会民主党の事例を中心に—」『年報政治学』2010(2), 2010.12, p.58.



成制度による動機付けは、OECD加盟国では、アイルランド、イタリア、フランス、ポルトガル及び韓国の5か国で採用されている。ただし、アイルランド、イタリア、フランス及びポルトガルの4か国と韓国では、その内容が異なる。前4か国では、クォータ制の要件を満たさない政党への交付額を削減するという措置が採られている。一方、韓国では、一定水準以上の女性候補者を擁立した政党に対して、政党活動一般に対して行われている公的助成制度とは別に、女性公認補助金を交付するという措置が採られている(Ⅲ 2(2)参照)。このような新規又は追加の公的助成制度は、名簿の却下等の強力な手段が「政党の自律性侵害の危険が残る」のに対し、「利益放棄によって政党の自律性を確保しうる」との指摘もある<sup>(14)</sup>。なお、この公的助成制度による動機付けは、クォータ制と関係なく導入できる制度でもある。実際に韓国では、クォータ制が採用されていない小選挙区選出議員選挙(努力義務が課されているのみ)に適用されている。また、上記以外の公的助成制度による動機付けには、女性候補者又は女性議員の比率等の要件を満たさない政党等の公的助成の受給資格を停止するもの(ケニア)、また、公的助成制度における交付額の算定基準の一部とするもの(エチオピア、コロンビア、ニジェール、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マリ及びルーマニア)がある(表3参照)。

表3 政党等への公的助成制度による動機付けの事例(国政レベル:二院制の場合は下院)

国名	クォータ制の法制化	公的助成制度による動機付けの内容
<b>資格停止</b>		
ケニア	有り:議席割当制 (定数350、女性議員枠47)	同一の性が所属議員数の3分の2を超えた場合、交付金の受給資格を停止
<b>減額措置(新規又は追加の補助との併用を含む)</b>		
アイルランド	有り:候補者クォータ制 (男女とも30%以上)	クォータ制に違反した場合、公的助成の交付額を50%削減
イタリア	有り:候補者クォータ制 (男女とも50%+順位規制)	一方の性が候補者数の40%未満の場合、公的助成の交付額を当該割合と40%との差1ポイントあたり0.5%(最大10%)削減(減額は減額対象以外の政党に交付)
フランス	有り:候補者クォータ制 (男女差2%以下)	クォータ制に違反した場合、公的助成の当該政党への得票数割(公的助成の予算総額の50%、残額は議員数割)の部分につき、候補者数の男女差の程度に応じて削減(現行制度では最大75%、次期総選挙から適用される制度では最大100%)
ブルキナファソ	有り:候補者クォータ制 (男女とも30%以上)	クォータ制に違反した場合、選挙費用補助を50%削減 クォータ制を遵守した場合、選挙費用補助と同額を追加支給
ポルトガル	有り:候補者クォータ制 (男女とも33.3%以上+順位規制)	選挙運動に対する公的助成のうち、選挙結果に基づく配分額(予算総額の80%)につき、一方の性が候補者数の20%未満の場合50%削減、20%以上33.3%未満の場合25%削減、順位規制に違反した場合50%削減(3人未満の名簿は適用除外)
<b>新規又は追加の補助</b>		
カーボベルデ	無し	当選者を出した政党または政党連合の候補者数の25%以上が女性である場合、選挙費用補助を実施
韓国 ※小選挙区のみ	無し (30%以上の選挙区に女性候補者を擁立する努力義務有り)	女性候補擁立選挙区の割合に関して一定の要件を満たした政党に、議員数及び直近の総選挙の得票数に応じて女性公認補助金を交付(使途は女性候補者の選挙経費に制限)
ジョージア (旧グルジア)	無し	候補者数の30%以上を女性とした政党に対して、女性候補者10人ごとに公的助成の交付額の30%を追加支給
ソロモン諸島	有り:候補者クォータ制 (女性10%以上)	女性議員1人につき、1万ソロモン諸島ドルを該当者の所属する政党に交付
ハイチ	有り:議席割当制 (女性30%以上)	候補者数の50%以上を女性とし、その半数が当選人となった政党への次期選挙における公的助成の交付額を25%増額(使途の5割は党員の政治教育、女性候補者への財政支援に制限)
バブア ニューギニア	有り:候補者クォータ制 (女性10%以上)	投票数の10%以上の票を得た女性落選者1人につき、15,000キナ又は政党候補者統合委員会が定めた額のうち少ない額を該当者の所属する政党に交付
<b>交付額の算定基準の一部に採用</b>		
エチオピア	無し	選挙費用補助の一部を女性候補者数に応じて交付
コロンビア	有り:候補者クォータ制 (定数5以上の選挙区の名簿につき、男女とも30%以上)	公的助成の予算総額の5%を国及び地方の女性議員数に応じて配分(クォータ制に違反した政党の名簿は却下)
ニジェール	有り:議席割当制 (男女とも10%以上)	公的助成の予算総額の10%を国及び地方の女性議員数に応じて配分
ボスニア・ ヘルツェゴビナ	有り:候補者クォータ制 (男女とも40%+順位規制)	公的助成の予算総額の10%を、議会において議員数の少ない方の性の議員数に応じて配分
マリ	無し	公的助成の予算総額の5%を女性議員数に応じて、同様に5%を女性地方議会議員数に応じて配分
ルーマニア	無し	公的助成の予算総額を国・地方の女性議員数に応じて増額

(出典) 各国法令、国際民主化選挙支援機構ウェブサイト<<http://www.idea.int/>>等を基に筆者作成。

(14) 辻村みよ子『憲法とジェンダー—男女共同参画と多文化共生への展望—』有斐閣, 2009, p.214.

### Ⅲ 諸外国・地域の事例

#### 1 法律型クォータ（議席割当制）

##### (1) ルワンダ

ルワンダ（二院制、下院：直接公選分につき拘束名簿式比例代表制 53 人（全国区）、特定機関により選出される女性議員 24 人、全国青年評議会選出議員 2 人、全国障害者評議会選出議員 1 人、上院：任命制 12 人、特定機関により選出される議員 14 人）は、現在、国政レベルの議会（二院制の場合は下院）で最も女性議員の比率が高い国である。1994 年に終結した内戦以前は、下院の女性議員は定数の 18% を超えることはなかったが、内戦終結後の移行期間を経て、2003 年に制定された新憲法下で実施された同年の総選挙の結果、女性議員比率は 48.8% となった。その後も女性議員比率は上昇し続けており、2008 年には、世界で初めて女性議員が定数の半数を超え（56.3%）、2015 年 9 月 1 日現在では 6 割を超えている（63.8%）。

女性議員増加の制度的な要因には、憲法に議席割当制の規定が盛り込まれたことが挙げられる<sup>(15)</sup>。ルワンダ憲法は、6つの基本原理を掲げ、国にこれを尊重する責務を負わせているが、その基本原理の 1 つに、法治国家と多元的で民主的な政体を建設し、すべてのルワンダ人及び男女間の平等を、女性に意思決定機関の少なくとも 30% のポストを与えることを確保することによって樹立すること（第 9 条第 4 項）を定めている。これを受けて、同じく憲法に、上院については定数 26 人のうち 30% 以上を女性に割り当てること（第 82 条）が、下院については定数 80 人中 24 人を女性に割り当てること（第 76 条）が定められている。この 24 人の女性議員は、地方議会及び女性委員会等の特定機関によって選出される。属性に関係なく立候補可能な選挙区では、法律型クォータは導入されていないが、一般に比較的女性候補者が当選しやすいとされる全国区の比例代表制が採用されている<sup>(16)</sup>。

先述のとおり、現在、下院の女性議員比率は 63.8% である（上院は 38.5%）が、これは下院においては男性議員が 4 割に満たない状況にあるということでもある。将来的に男性議員が、女性に保障されている定数の 3 割を下回ることは、理論上、排除できないが、ルワンダの現行のクォータ制は、そうした状況を想定していない。

##### (2) 台湾

台湾（一院制、小選挙区比例代表並立制（小選挙区選出議員 73 人、比例代表選出議員 34 人（拘束名簿式、

(15) 制度以外の要因としては、①紛争期における集団虐殺等により、1994 年の紛争終結の直後は国民の約 70% が女性となり（2012 年の人口における男女比は 49.1 : 50.9）、女性が経済的・社会的な役割のほか、公的な役割をも担うという変化が起きたこと、②市民社会においては、個々の女性運動組織が、統括組織である Pro-Femmes に結集し、行政府においては、開発におけるジェンダー及び女性省（Ministry of Gender and Women in Development）が、立法府においては、超党派の女性議員フォーラムが各々発足し、3 者が緊密に連携し合うことで女性の声が拡大したこと、③紛争後の支配政党であるルワンダ愛国戦線がクォータ制に肯定的であり、2003 年の憲法制定以前から積極的に女性候補者を擁立したこと等が挙げられる。Elizabeth Powley, "Rwanda: Women Hold Up Half the Parliament," Julie Ballington and Azza Karam, eds., *Women in Parliament: Beyond Numbers, A Revised Edition*, Stockholm: International Institute for Democracy and Electoral Assistance, c2005, pp.157-160; United Nations Development Programme and National Democratic Institute for International Affairs, *Empowering Women for Stronger Political Parties: A Guidebook to Promote Women's Political Participation*, 2012, pp.95-98. <<http://www.undp.org/content/dam/albania/docs/Empowering-Women-case%20study%20english.pdf>>

(16) 選挙制度とクォータ制との関係については、以下の文献を参照。Richard E. Matland, "Enhancing Women's Political Participation: Legislative Recruitment and Electoral Systems," Ballington and Karam, eds., *ibid.*, pp.93-111.

全国区)、平地先住民及び山地先住民選出議員各3人))は、2008年の立法委員(国政レベルの立法機関である立法院の構成員)選挙の結果、女性議員が3割を超え(30.1%)、続く2012年選挙では3分の1を超えた(33.6%)。現在、アジア地域の国政レベルの議会(二院制の場合は下院)において、女性議員が3割を超えている国及び地域は、東ティモール(38.5%)と台湾のみである。

台湾の女性議員比率が比較的高い制度的要因には、憲法追加修正条文<sup>(17)</sup>に、女性定数保障制(婦女保障名額制)と呼ばれる議席割当制の規定が加えられたことが挙げられる。女性定数保障の概念は、1947年に公布された中華民国憲法に既に表れており、第134条に「各種選挙における女性定数及びその選出方法は、別に法律で定める」と明記されていた。同憲法は、国共内戦の戦況悪化、中華民国政府の台湾移転等に伴い、当初からその完全実施ができなかった。しかし、女性定数保障制については、戒厳令下ではあったが、まず地方議会選挙で実現し、その後、国政レベルにおいても立法院等の部分改選において採用された。戒厳令解除(1987年)後も、女性定数保障制は、1991年の憲法追加条文に盛り込まれ、その後6回の憲法改正を経て、現在まで継続している<sup>(18)</sup>。

現行の女性定数保障制は、2005年の憲法追加修正条文(第7次憲法改正)第4条第2項に、小選挙区比例代表並立制(2008年選挙から採用)の拘束名簿式比例代表選出議員選挙における各政党の当選名簿の女性比率を2分の1以上とすることが定められている。立法院の定数113人における比例代表選出議員の比率は約30%であるため、定数の約15%が女性に割り当てられていることになる。この制度の特徴として、第1に、ルワンダと同様、女性議員比率のみを保障していること、第2に、ルワンダのように女性候補者のみを選出する制度ではなく、性別に関係なく立候補可能な選挙区において女性の当選人を確保していること、第3に、強制の手段として、各政党の当選すべき人数の2分の1に、各政党の比例区における女性候補者数が足りない場合、その不足分を欠員として扱うことにより、実質的に当該政党から議席を剥奪する厳しい措置が公職人員選挙罷免法に定められていることが挙げられる。なお、小選挙区選出議員選挙については、クォータ制は法制化されていない<sup>(19)</sup>。しかし、同選挙における女性当選人の比率は、2008年選挙で21.9%、2012年選挙で26.0%と増加している。また、同選挙の全候補者における女性候補者の比率は、2008年選挙で20.1%、2012年選挙で24.3%となっており、当選人と候補者の数値に乖離はほぼなく、男性に比べ、女性の当選率(2008年:男性25.2%、女性28.1%、2012年:男性26.7%、女性29.2%)が若干高くなっている<sup>(20)</sup>。選挙戦における女性候補者の健闘ぶりがうかがえる。

(17) 中華民国憲法は追加修正方式を採っており、改正が行われる場合、憲法本文の文言はそのままの形で残し、それに対する改正条文を追加する(追加された改正条文の改正については、書き換え、削除を行う)。山岡規雄「付・台湾の憲法事情」『諸外国の憲法事情3』(調査資料2003-2)国立国会図書館調査及び立法考査局, 2003, p.178. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_999538\\_po\\_20030208.pdf?contentNo=8&alternativeNo=>](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999538_po_20030208.pdf?contentNo=8&alternativeNo=>)>

(18) 台湾の女性定数保障制の歴史については、以下の文献を参照。福田円「台湾の女性定数保障制」三浦まり・衛藤幹子編著『ジェンダー・クォーター世界の女性議員はなぜ増えたのかー』明石書店, 2014, pp.177-202.

(19) 政党型クォータについても、2大政党である中国国民党及び民主進歩党は、いずれも小選挙区に対応したクォータ制を採用していない。民主進歩党は、公職選挙候補者指名に関する内規に、各選挙区における候補者の4人に1人は女性とすることを定めているものの、これは定数が1である小選挙区については、規定がないと同義である。なお、両党とも比例代表部分については、2人に1人を女性とすることを定めている。中国国民党「中国国民党黨員参加全國不分區及僑居國外國民立法委員選舉提名辦法」(最終改正:2011.10.19); 民主進歩党「公職候選人提名條例」(最終改正:2014.7.20)

(20) 中央選挙委員会「第7届立法委員選舉候選人資歴統計」<<http://db.cec.gov.tw/histFile?voteCode=20080101T1A2&resourceCode=P2>>; 同「第7届立法委員選舉當選人資歴統計」<<http://db.cec.gov.tw/histFile?voteCode=20080101T1A2&resourceCode=P3>>; 同「第8届立法委員選舉候選人資歴統計」<<http://db.cec.gov.tw/histFile?voteCode=20120101T1A2&resourceCode=P2>>; 同「第8届立法委員選舉當選人資歴統計」<<http://db.cec.gov.tw/histFile?voteCode=20120101T1A2&resourceCode=P3>>

## 2 法律型クオータ（候補者クオータ制）

### (1) フランス

フランス（二院制、下院：小選挙区2回投票制577人、上院：複選制<sup>(21)</sup>348人）におけるクオータ制<sup>(22)</sup>は、議員職及び公職への男女の平等なアクセスを促進することを目的とする2000年6月6日の法律第2000-493号（以下「パリテ法」という。）に基づいている。しかし、パリテ法制定までには紆余曲折があった<sup>(23)</sup>。

#### (i) パリテ法制定の経緯

クオータ制をめぐる議論の端緒となったのは、1982年における、人口3,500人以上の市町村議会選挙の政党の名簿に、同一の性の候補者を75%以上登載してはならない、とする選挙法典改正法案の国民議会（下院）における可決であった。この法案は、法案に反対する国民議会議員60人によって憲法院の審査に付された結果、違憲とされた。主な理由は、クオータ制は、国民主権の不可分性という憲法原則に反する、というものである<sup>(24)</sup>。この憲法院による違憲判決を受けて、クオータ制の要求は一時退潮するが、1990年代に入ると、人類が男女の混成であることを強調し、従来のクオータ制のように「代表を男女で分かち合おうとするのではなく、男女一緒に国民を代表しようとする」<sup>(25)</sup>パリテ（男女同数制）が構想される。しかし、憲法院にしてみれば、パリテも性を理由として被選挙人を区別することに変わりはない。1999年1月、憲法院は、パリテという語を用いて候補者における男女同数の確保を義務付けた、地域圏議会議員及びコルシカ議会議員選挙並びに地域圏議会の運営に関する法律案に対し、憲法第3条、人権宣言第6条及び1982年のクオータ制違憲判決に反するとして、違憲としたのである<sup>(26)</sup>。憲法改正を経ずに、国民主権の不可分性を指摘した1982年の違憲判決を乗り越えることはできなかったのである。1999年7月、国民主権を規定した第3条に「法律は選挙によって選出される議員職及び公職への男女の平等なアクセスを促進する」、政党活動に関する第4条に「政党は、法律によって定められた条件で、第3条の最終項に表明された原則の実施に貢献する」という文言（いわゆるパリテ条項<sup>(27)</sup>）を加える憲法改正が行われた。この憲法改正を受けて、翌2000年、パリテ法が制定された。なお、パリテ法の成立に先立ち、

(21) 準間接選挙ともいい、選挙人によって選挙された議員が公務員を選挙する制度を指す。法令用語研究会編『有斐閣法律用語辞典 第4版』有斐閣、2012、p.986。

(22) 後述のとおり、パリテは、クオータ制とは異なる概念であるが、本稿におけるクオータ制の定義は、「はじめに」で示したとおりであり、クオータ制がパリテを含むことを想定している。

(23) パリテ法の制定経緯は、以下の文献を参照。糠塚康江『パリテの論理—男女共同参画の技法—』信山社、2005。

(24) Conseil constitutionnel, Décision n° 82-146 DC du 18 novembre 1982. 憲法院の判決は、憲法第3条（「国民（国）の主権は人民に属する。人民は主権を代表者を介してあるいは人民投票を通じて行使する。人民のいかなる部分もいかなる個人も主権の行使を自己のものとすることはできない。選挙は、憲法に定められる条件に従って、直接または間接で行われる。選挙は常に普通、平等、秘密である。民事上および政治上の権利を享有する成年男女のフランス国民はすべて、法律の定める条件に従って、選挙民である」）及び人権宣言第6条（「すべての市民は、法律の前に平等であるから、その能力に従って、かつ、その徳行および才能以外の差別なしに、等しく、すべての公的位階、地位および職に就くことができる」）を引用し、「選挙人に付される名簿の作成のために性を理由として候補者間の区別を含む規則は、国民主権の不可分性に反する」とした。憲法及び人権宣言の条文及び判決文の邦訳は、同上、pp.58-59によった。

(25) パリテの構想については、齋藤美沙「国民主権と性別—フランスのパリテを参考に—」『法学研究論集』38号、2013.2、pp.35-36を参照。

(26) Conseil constitutionnel, Décision n° 98-407 DC du 14 janvier 1999.

(27) 邦訳は、糠塚 前掲注(23)、p.50によった。

下院が議決した成案に反対する元老院（上院）が憲法院に提訴を行ったが、憲法院は、この憲法改正過程を考慮し、「制憲者は立法者が選挙による議員職及び公職への男女の平等なアクセスを効果的なものにするあらゆる仕組みを設立できることを了解していた。この目的のために、奨励的性格を帯びるものであろうと、強制的性格を帯びるものであろうと、そうした規定を採用することは立法者の自由裁量である」として、合憲とした<sup>(28)</sup>。憲法院による合憲判断の論理は、その後のパリティ強化の法案に対する違憲審査の際にも示されている<sup>(29)</sup>。

## (ii) 現行の制度及びその効果

現行の制度は、複選制で選出される上院議員のうち、比例代表選出議員（拘束名簿式）について、各名簿に登載される候補者数の男女差を1以下とし、また、名簿には男女を交互に登載することが定められている。一方、下院議員については、小選挙区2回投票制で直接公選される。各政党の「候補者数の男女差」が当該政党の「全候補者数」に占める割合（以下「格差率」という。）は2%以下に規制され、違反した場合は、当該政党への公的助成のうち、得票数割（公的助成制度の予算総額の50%、残額は議員数割）の部分について、候補者数の男女差の程度に応じて、現行の制度では最大75%が削減される。具体的には、 $(\text{減額率}) = (\text{格差率}) \times 0.75$  という式に基づき、削減される。この措置は、クォータ制の強制の手段として考えられたものであるが、議員数割で多くの補助金を得る公算の大きい大政党にとっては、必ずしも女性候補者を増加させる動機付けになるとは限らない。男女同数の候補者を擁立しないことで得票数割の交付額が削減されたとしても、当選人数を増加させることにより議員数割の交付額を増加させて、減額分を相殺することも選択肢として考えられるからである。その対応として、政党に対する交付金の減額措置は、パリティ法の制定以来、強化されてきた。当初、格差率に対する乗数は0.5であったが、2007年に現行の0.75に、そして、2014年には1.5（次期国民議会選挙から適用）<sup>(30)</sup>へと引き上げられている。

フランス下院の女性議員比率は、2015年9月1日現在、26.2%である。パリティ法施行以前の1997年選挙の当選人における女性の比率は10.9%、パリティ法施行後の2002年、2007年の選挙では、各々12.3%、18.5%であった。2012年選挙では、26.9%に上昇したが、この直接的要因は、2大政党のうち、女性候補者の擁立に積極的な社会党が大勝し、消極的な国民運動連合（現共和党）が敗北したことにある。しかし、パリティが構想する議員の男女同数には程遠い。候補者における女性の比率を見てみると、23.0%（1997年）、38.9%（2002年）、41.6%（2007年）、40.0%（2012年）と推移している。ここで注目されるのは、当選人における女性の比率と候補者における女性の比率の乖離である。要因として、小選挙区2回投票制の下で、女性候補者がクォータ制の「数合わせ」のために当該政党にとって当選見込みの低い選挙区に擁立されていることが指摘されている<sup>(31)</sup>。

なお、国政選挙ではないが、2013年に、県議会議員選挙の選挙制度が改正され、従来の小選挙区2回投票制の下での選挙区数を半数にした上で、2人区とし、候補者が男女2人組で立候補し、選挙人は当該2人組に投票する制度に改められた<sup>(32)</sup>。このクォータ制は、規制の対象が候補者で

<sup>(28)</sup> Conseil constitutionnel, Décision n° 2000-429 DC du 30 mai 2000. なお、邦訳は、同上, p.108 によった。

<sup>(29)</sup> 法案の一部の条項について違憲とされることはあっても、制度の核心部分については、この論理で合憲とされている。

<sup>(30)</sup> ただし、各党に交付される得票数割の総額を超えて削減されることはない。

<sup>(31)</sup> 久邇良子「フランスの政治過程への女性参画—男女同数制導入の成果と限界—」『年報政治学』2010(2), 2010.12, p.79; Rainbow Murray, "Towards Parity Democracy? Gender in the 2012 French Legislative Elections," *Parliamentary Affairs*, Vol.66 No.1, January 2013, pp.200-201.

あるため、分類上は候補者クォータ制に該当するが、結果として男女同数の議員が選出されることがあらかじめ決まっているため、事実上の議席割当制とも言うべき制度である。

## (2) 韓国

韓国（一院制、小選挙区比例代表並立制（小選挙区選出議員 246 人、比例代表選出議員 54 人（拘束名簿式、全国区）））におけるクォータ制は、2000 年に政党法に初めて規定され、その後 2005 年の改正の際、公職選挙法に移管されている。クォータ制は、比例代表選出議員選挙のみに導入されており、政党は女性候補者を全候補者の 50% 以上擁立し、名簿の奇数順位にある候補者を女性とすることを義務付けている。この制度により、比例区については、常に、当選人の 50% 以上が女性となる。クォータ制に違反した場合の罰則は設けられていないが、各党とも概ねこれを遵守している。一方、小選挙区選出議員選挙については、クォータ制は採用されず、30% 以上の選挙区において女性候補者を公認するよう努める義務を課している。この努力義務を政党が実行に移す動機付けとして、一定数の選挙区において女性候補者を公認した政党に対する女性公認補助金の支給が、政治資金法で定められている。まず、任期満了による国会議員選挙及び統一地方選挙がある年度の予算に、女性公認補助金の総額として、直近の任期満了による国会議員選挙の有権者の総数×100 ウォン（≒10.44 円<sup>(33)</sup>）が計上される<sup>(34)</sup>。次に 30% 以上の選挙区で女性候補者を公認した政党がある場合には、当該政党に配分される。この条件を満たす政党がない場合には、5% 以上の選挙区で女性候補者を公認した政党も、補助金の交付対象となる（詳細は、表 4 参照）。なお、交付対象政党間の女性公認補助金の配分方法は、女性候補者数あるいは女性議員数ではなく、支給当時の国会議員数及び直近の国会議員選挙における得票率に比例して配分される。したがって、小政党よりも大政党に有利になっている。これは、一般に大政党に有利とされる小選挙区制の下で、既成の大政党に対し、より大きなインセンティブを与えることによって、議員数における男女の均衡を目指す制度になっていると言える。しかし、2 大政党であるセヌリ党及び民主統合党（2013 年 5 月に民主党に改称、翌年 3 月に新政治連合と民主党の一部議員が先行して結成していた新政治民主連合に吸収合併）は、2012 年の国会議員選挙において、各々 6.5%、8.5% の選挙区で女性候補者を擁立するにとどまっている。

韓国の女性議員比率は、クォータ制導入以前の 1997 年は 2.9%、導入後の 2000 年は 5.9%、2004 年は 13.0%、2008 年は 13.7%、2012 年は 15.7% と推移している。この間、クォータ制は強化されている。導入当初、比例代表選出議員選挙の各名簿の 30% を女性とすること（名簿登載順位規制はなかった。）が定められていたが、2004 年の改正で 50% に引き上げられた。また、2005 年には名簿の奇数順位を女性とする現行制度に改正されている。女性議員比率の上昇を考慮すれば、クォータ制の効果は認められるが、依然として他の OECD 加盟国と比較して低い数値である。その理由には、クォータ制が導入されている比例代表選出議員が、定数の 18% に過ぎず、大半の議員が小選挙区から選出されることが挙げられる。小選挙区選出議員選挙においては、一部の政党に政党型クォータの導入や努力目標の設定等が見られるものの、党内の男性議員の反発もあり、女性候補者の擁立

32) この改正については、以下の文献に詳しい。服部有希「フランスの県議会議員選挙制度改正—パリテ 2 人組投票による男女共同参画の促進—」『外国の立法』No.261, 2014.9, pp.22-37. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8747937\\_po\\_02610003.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8747937_po_02610003.pdf?contentNo=1)>

33) 円換算は、報告省令レート（2015 年 10 月分）による。

34) 地方選挙における女性公認補助金は、広域自治体議会議員選挙と基礎自治体議会議員選挙の各選挙に 2 等分される。

は進んでいない<sup>(35)</sup>。では、なぜ比例代表選出議員選挙には大きな反発を招かずに法律型クオータが導入できたのだろうか。1つには、先述のとおり、比例代表選出議員の比率が低く、政党にとって女性候補者擁立の負担が大きくないことが挙げられる<sup>(36)</sup>。また、韓国における比例代表選出議員には、各分野の代表という性格があり、通常、任期は1期限りである<sup>(37)</sup>。このため、比例代表選出議員選挙のクオータ制導入によって既得権喪失の危機感を抱く議員がなく、反対勢力がなかったとの指摘もある<sup>(38)</sup>。なお、クオータ制は、受け入れやすい比例代表選出議員選挙にのみ導入されたとは言え、小選挙区選出議員選挙への波及効果も見られないわけではない。直近3回の国会議員選挙において、小選挙区で当選した女性の4割以上が比例代表選出議員経験者である。比例代表選出議員選挙におけるクオータ制が女性議員の「キャリア形成の入り口」になっているとも言えよう<sup>(39)</sup>。

表4 韓国における女性公認補助金の配分方法

女性候補者の公認状況	交付対象政党	配分方法
① 30%以上の選挙区で公認した政党がある場合	30%以上の選挙区で公認した政党	・予算額の50%を交付当時の国会における議員数に比例して配分（議員数割） ・残余分の50%を直近の国会議員選挙における得票率（比例区及び小選挙区における得票率の平均）に比例して配分（得票数割）
②①に該当する政党がない場合	15%以上30%未満の選挙区で公認した政党（A）	・交付総額を予算額の50%とし、議員数割と得票数割に等分して、①と同様に配分
	5%以上15%未満の選挙区で公認した政党（B）	・交付総額を予算額の30%とし、議員数割と得票数割に等分して、①と同様に配分

(注) Bに該当する各党への交付額は、Aに該当する各党に交付される女性公認補助金の最小額を超過することはできない。

(出典) 政治資金法に基づき筆者作成。

### 3 政党型クオータ

#### (1) ドイツ

比例代表選出議員選挙において採用されている政党型クオータの事例として、ドイツ（二院制、下院：小選挙区比例代表併用制（小選挙区選出議員299人、比例代表選出議員332人<sup>(40)</sup>（拘束名簿式、16区）、上院：任命制69人）の主要政党が採用するクオータ制を取り上げる。

ドイツは、現在、キリスト教民主同盟（CDU）、社会民主党（SPD）、左翼党、同盟90/緑の党（以下「緑の党」という。）及びキリスト教社会同盟（CSU）の5党が連邦議会（下院に相当）に議席を有している。このうち、クオータ制を導入しているのは、CSUを除く4党である（現行制度の内容については表5参照）。

(35) 政党の試みと実態については、申琪榮「韓国における女性候補者クオータ制の成立過程と効果」三浦・衛藤編著 前掲注(18), pp.161-165を参照。

(36) 同上, p.159.

(37) セヌリ党は公職候補者推薦規定第31条第2項に、民主統合党は党憲第96条第3項（後の民主党も同条同項、新政治民主連合は第102条第1項）に、各々、比例区の候補者は原則として新人とする旨の規定を置いている。

(38) 高安雄一「韓国の取組の特徴と日本への示唆—韓国における女性の国会への参画推進と我が国への示唆点—」内閣府男女共同参画局『諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画に関する調査—ドイツ共和国・フランス共和国・大韓民国・フィリピン共和国—』2008, p.144.

(39) 申 前掲注(35), pp.164-165, 168.

(40) 超過議席及び調整議席を含む。含めない場合は299人。

ドイツの政党で、いち早くクオータ制を導入したのは、緑の党である<sup>(41)</sup>。同党は、既成の政治システムに対するオルタナティブ（代替案）を追求する「反政党的政党」として出発し、環境保護運動や反核運動を展開する一方、女性問題への関心も深かった。緑の党は、急速に支持を拡大させ、1983年の連邦議会選挙（以下「1983年選挙」という。）では初めて議席を得た。SPDは、1982年に建設的不信任<sup>(42)</sup>の可決により、政権の座から降りることを余儀なくされていた。その後に形成されたCDU・CSU及び自由民主党（FDP）の連立政権への信任を問う選挙とも言える1983年選挙でも与党に敗北した。この選挙でSPDが失った票は、男性票よりも女性票の方が多かったという。一方、連邦議会への進出を果たした緑の党は、1986年に女性規約を採択し、名簿に男女を交互に登載し、かつ、名簿の奇数の登載順位を女性とするクオータ制を導入した。このことは、折しも、1983年選挙で女性票の減少を目の当たりにしたSPDに大きな影響を与えた。SPDは、同党の女性組織である社会民主女性連盟（ASF：1972年設立）を中心に、議会で議席を有する他の政党に先駆けてクオータ制の導入を検討していたにもかかわらず、緑の党に先を越される形になったのである。そこでSPDは、1988年、名簿に登載される男女の最低比率の目標値を40%に定め、1990年から25%、1994年から33.3%、1998年から40%という段階的に引き上げることを内容とするクオータ制を導入した。なお、このクオータ制については、2013年12月末までの時限措置とする規定があったが、2003年の党大会において、この規定は削除されている。

SPDと並んで2大政党の一翼を担うCDUがクオータ制を導入したのは、1996年である。CDUは元来、主婦を中心とした女性層から安定的な支持を受けていたが、生活様式の変化に伴い、特に若い女性の支持の獲得に苦心していた。緑の党及びSPDがクオータ制を導入し、着実に女性議員を増やす状況に危機感を抱いたCDUは、1996年の党大会で、党役職及び議員職の3分の1以上を女性とすることを規約に盛り込んだ。また、連邦議会選挙の名簿については、連続する3つの順位のうち1人以上は女性に登載することが掲げられたが、強制力の弱い規定ぶりになっている<sup>(43)</sup>。また、SPDと同様に、2001年12月末まで時限措置として導入されたが、2001年の党大会で、時限措置と定めた条項は削除された。こうして、2大政党がクオータ制を導入したことにより、1983年選挙では定数の9.8%に過ぎなかった女性の当選人は、1998年の連邦議会選挙では3割を超すことになった。なお、主要政党の中で最も新しく連邦議会に参入した左翼党も、その前身の1つである民主社会党時代からクオータ制を導入している。ドイツにおいては、クオータ制の採用が、政党間競争の文脈で波及的に拡大していった側面（ただし、小選挙区選出議員選挙については、各党ともクオータ制を採用していない）があり、2015年9月1日現在、女性議員が36.5%を占めるに至っている。

(41) ドイツの政党におけるクオータ制導入過程については、以下の文献を参照した。齋藤純子「ドイツの取組の特徴と日本への示唆—政党におけるクオータ制の定着—」内閣府男女共同参画局 前掲注(8), pp.47-58; 中谷 前掲注(13), pp.48-67.

(42) 連邦議会が首相に対して不信任を表明する場合には、後任首相をあらかじめ選出しなければならないとする制度。

(43) 前年（1995年）の党大会で、名簿作成について名簿の連続する3つの順位のうち1名以上は女性に登載することとし、党役職の選出においては3分の1以上が女性でなければ無効とする比較的強制力の強いクオータ制を導入する党執行部の提案が否決されている。そのため、党執行部は、1996年の党大会では、クオータ制に反対する保守層の反発を考慮して、不履行が許容される余地を残した強制力の弱い制度を提案した。この経緯については、以下を参照。Sarah Elise Wiliarty, *The CDU and the Politics of Gender in Germany: Bringing Women to the Party*, New York: Cambridge University Press, 2010, pp.157-159.



表5 ドイツ主要政党のクォータ制

政党	クォータ制の内容
キリスト教民主同盟	公職の3分の1以上は女性とする。候補者の名簿案の提出権を有する委員会は、名簿の連続する3つの順位のうち1人以上は女性を掲載する（ただし、名簿決定の際に追加修正は可能）。当該委員会は、十分な人数の女性を名簿案に掲載できない場合、名簿の決定権を有する会議において釈明義務を負う。
社会民主党	名簿に登載される男女の数を各々40%以上とし、特段の規定が設けられない限りは、名簿の登載順を男女交互とする。
左翼党	女性志願者の自由意志の範囲内で、名簿の上位2人のうち1人を女性とし、以下、奇数順位を女性とする（女性のみ名簿も可）。
同盟90/緑の党	原則として、名簿の登載順を男女交互とし、女性志願者の自由意思に基づき、奇数順位を女性とする（女性の偶数順位への登載及び女性のみ名簿も可）。

(出典) 各党規約類に基づき筆者作成。

## (2) 英国

小選挙区制において採用されている政党型クォータの事例として、英国（二院制、下院：単純小選挙区制650人、上院：任命制等776人<sup>(44)</sup>）の労働党のクォータ制を取り上げる。

英国下院選挙における主要政党の候補者選定は、総じて、ショートリスト（候補者への志願者を少人数に絞り込んだ名簿）を選挙区ごとに作成した上で、その中から何らかの方法（労働党の場合は、選挙区の党員1人1票による投票）で候補者を選出するという過程を経る（ただし、多くの政党で現職を優先する措置が採られている<sup>(45)</sup>）。この過程において、女性議員の増加策として議論を呼び起こしたのが、労働党の女性限定リスト（all-women shortlists）である。1993年の党大会で導入が決定された女性限定リストは、現職議員が引退等の理由で不在となる選挙区と、前回選挙で得票数の差が6%以内で敗北した接戦区の各50%の候補者を、女性のみが登載されたショートリストから選出するというものであった。このクォータ制は、規制の対象が志願者であるため、志願者クォータ制に該当する。志願者クォータ制は、女性候補者の擁立を保証するものではなく、また、仮に女性候補者が擁立された場合でも、議員として当選するためには本選挙で勝利しなければならないため、効果は限定的であることが指摘されている<sup>(46)</sup>が、女性限定リストの場合、候補者選定における党員の投票行動の如何にかかわらず、女性が候補者となることが保証されるため、効果は高くなる。女性限定リスト導入後初の総選挙となる1997年選挙における労働党の女性当選人は、101人（1992年選挙では37人）となり、飛躍的に増加した<sup>(47)</sup>。しかし、労働党は、女性限定リストを引き続き使用することができなくなった。この選挙の前年の1月、労働審判所が、女性限定リストによる男性志願

(44) 2015年9月現在。請暇中の議員等は除く。

(45) 英国主要政党の一般的な候補者選定過程を詳細に紹介している近年の邦語文献として、保守党及び労働党については、高安健将「現代英国における政党の凝集性と議員候補者選定一党執行部と選挙区組織の権力バランスの変容」『年報政治学』2011(2), 2011.12, pp.147-177; 保守党については、宮畑建志「英国保守党の組織と党内ガバナンス—キャメロン党首下の保守党を中心に—」『レファレンス』731号, 2011.12, pp.189-193. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3196938\\_po\\_073109.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3196938_po_073109.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>)がある。

(46) 志願者クォータ制は、通常、予備選挙と組み合わせられた形で採用されている。しかし、上記の理由で、特に小選挙区制の候補者選定方法としての予備選挙は、効果的なクォータ制との両立が容易ではないほか、選挙区における知名度と資金力を有する志願者が有利になる傾向があり、現状では女性志願者にとっては不利になるとの指摘もある。Lisa Baldez, "Primaries vs. Quotas: Gender and Candidate Nominations in Mexico, 2003," *Latin American Politics and Society*, Vol.49, Iss.3, September 2007, pp.72-73.

(47) 女性議員数の飛躍的な増加は、労働党の地滑り的勝利によるところも大きいですが、労働党議員における女性議員の比率も24.1%となり、前回選挙に比較して10ポイント近く上昇している。

者排除は、1975年性差別禁止法に違反するとの判決を下したためである<sup>(48)</sup>。そこで、労働党政権は2002年に、1975年性差別禁止法の適用対象から、政党の候補者選定に関する事項を除外するために同法を改正した（改正法は2002年性差別禁止（選挙候補者）法という）。この改正のポイントは2つある。第1に、法律型クオータを導入するのではなく、政党型クオータを導入する際の障害を除去したということである。このため、他党にクオータ制を強制するものではなく、大きな反対を回避し得た。第2に、この措置を、2015年末までの時限措置とし、かつ、延長を可能としたことである。実際、2010年平等法制定により、2030年まで延長されている。なお、労働党は、国政選挙では2005年下院選挙から女性限定リストの使用を再開している。

労働党は、特徴的なクオータ制として、女性限定リスト以外に、ツイニング方式も導入している<sup>(49)</sup>。これは、1999年に執行された、権限委譲後初のスコットランド議会選挙及びウェールズ議会選挙（いずれも小選挙区比例代表連用制<sup>(50)</sup>）の小選挙区選出議員選挙で採用されたもので、選挙区の近接性と選挙における勝利の見込みを考慮した上で、2つの選挙区を1組にして、当該2選挙区に男女1人ずつを候補者として擁立するものである<sup>(51)</sup>。候補者の選出に際しては、組ごとに党員による予備選挙を行い、男性志願者の最多得票者と女性志願者の最多得票者を、組を構成する2つの選挙区の候補者とした。比例代表選出議員選挙については、ジッパー方式が採用された。この結果、スコットランド議会選挙における労働党は、小選挙区選出議員選挙での当選人53人中26人（49.1%）が女性となり、全体でも56人中28人（50.0%）が女性という結果を得た。ウェールズ議会でも、当選した28人（小選挙区選出議員27人、比例代表選出議員1人）中15人（53.6%）が女性（全員が小選挙区選出議員）であった。ツイニング方式は、女性限定リストと同様に、党員の投票行動の如何にかかわらず、この方式が採用された選挙区の半数で女性が候補者となることが保証される。一方、女性限定リストとは異なり、男性志願者を排除しない。女性限定リストの利点を有し、かつ、欠点を克服するような仕組みにも見える。しかし、ツイニング方式の採用は、この1999年の2つの選挙のみとなった。ツイニング方式は、原則として近接する選挙区をペアの対象とするが、2001年下院選挙において、現職優先のルールを維持しつつ、この方式を採用するのは、そもそも、現職議員が不在で、かつ、勝利を見込める選挙区が非常に少ない状況下では非現実的であった<sup>(52)</sup>。2003年のスコットランド議会選挙でも、既に当選した現職女性議員の再選を重視する戦略が採られ、また、同年のウェールズ議会選挙でも、女性限定リストが使用され、その後もツイニング方式は採用されていない。1999年のスコットランド議会及びウェールズ議会は、新規に設置された議

(48) この時点で1997年選挙の候補者の大半を決定していたため、同選挙への影響は少なかった。

(49) スコットランド議会選挙における労働党のツイニング方式の導入経緯とその後の展開については、以下の文献に詳しい。淵元初姫「スコットランドにおける権限移譲とジェンダー・クオータ」三浦・衛藤編著 前掲注(18), pp.203-226.

(50) 小選挙区比例代表連用制とは、「小選挙区と比例区」の選挙をそれぞれ行い、両者の議席数の合計が各党の獲得議席となるが、比例区においてドント式で議席を配分する際に、各政党の得票数を1、2、3…で割るところを「小選挙区における党の獲得議席+1」から割り始める」制度である。佐藤令「諸外国の選挙制度—類型・具体例・制度一覧—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』721号, 2011.8.25, p.4, 注(9). <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3050467\\_po\\_0721.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050467_po_0721.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>)」なお、スコットランド議会の選挙制度は、追加議席制度（Additional Member System）とも言う。

(51) Joyce McMillan and Ruth Fox, *Has Devolution Delivered for Women?* London: Hansard Society, 2010, p.10.

(52) 当該選挙における候補者選定に際しては、ショートリストの構成を男女共に50%にするという内容のクオータ制が採用された。Meg Russell, *Building New Labour: The Politics of Party Organisation*, Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2005, p.120.

会の選挙であったため、そもそも現職が不在であったことがツイニング方式の導入を容易にしたと言えよう<sup>(53)</sup>。

### (3) イスラエル

候補者を選定する予備選挙とクォータ制を関連付けている制度の例<sup>(54)</sup>として、イスラエル（一院制、拘束名簿式比例代表制 120 人(全国区)）の 2 大政党の 1 つであるリクードの取組を中心に述べる<sup>(55)</sup>。

予備選挙は、リクードにおいては 1996 年のクネスト（議会）選挙に向けた候補者選定の方法として 1993 年に導入された。続く 1999 年、2003 年及び 2006 年の 3 回の選挙では、予備選挙は採用されず、中央委員会による選出が行われたが、2009 年の選挙から再び採用されている。一方、もう 1 つの 2 大政党である労働党は、1992 年に予備選挙を導入して以来、継続して採用している。一般に、予備選挙は、政党の候補者選定に、広く一般党員（場合によっては一般有権者）の参加を可能にする意義がある一方、女性、マイノリティ、移民、若年層、地理的地域等の社会の多様なグループをバランスのとれた形で代表させることについては難しい面もある。比例代表選出議員選挙の名簿作成については、この難点を克服するためには、2 つの方法があるとされる<sup>(56)</sup>。1 つは、過少となるおそれのあるグループの代表を、一般の予備選挙とは別に選出する方法である。もう 1 つは、別枠を設けずに、一部の登載順位を当該グループの代表のための順位としてあらかじめ指定しておく方法（順位割当方式）である。

リクードが 2013 年選挙のために採用した規則は、以下のとおりである<sup>(57)</sup>。まず、候補者選定に際して、全国名簿と地域名簿<sup>(58)</sup>（10 区）を作成する。党内の有権者は 1 人 2 票を持ち、1 票は、全国名簿に登載された約 60 人の中から 12 人を選択して投票する。もう 1 票は、自らが所属する地域の地域名簿に登載された志願者の中から 1 人を選択して投票する。クネスト選挙の比例名簿は、原則として、この投票により得票数の多い志願者から順に登載されるが、ここで順位割当が行われる。まず、第 1 順位は、現首相であるベンヤミン・ネタニヤフ（Benjamin Netanyahu）である。そして、女性候補者のために、第 10 順位、第 20 順位、第 24 順位、第 29 順位及び第 34 順位が指定されている<sup>(59)</sup>。

<sup>(53)</sup> McMillan and Fox, *op.cit.*(51), p.13.

<sup>(54)</sup> イスラエル以外に予備選挙を考慮したクォータ制の例として、メキシコ（二院制、上下院とも小選挙区比例代表並立制）は、選挙区、比例区共にいずれの性の候補者も 40% 以上とし、比例区については、上位から順次数えて各 5 人のグループ内で男女交互に登載することを法律で定めているが、候補者を予備選挙で選出した政党については、適用除外としている。チリ（二院制、上下院とも非拘束名簿式比例代表制）は、国が運営する予備選挙への政党等の参加を法律で認めているが、2015 年に行われた 40% クォータの法制化に伴い、上記予備選挙で選出される各党の候補者は、当該政党の全候補者の 40% を上限とする改正を行っている。当該予備選挙に参加する政党等は、クォータ制の要件を満たすように残りの 60% の候補者を選出しなければならない。両国については、以下の文献を参照。Baldez, *op.cit.*(46), pp.69-96; Leslie Schwindt-Bayer, *Chile's Gender Quota: Will it Work?* May 19, 2015. <<http://bakerinstitute.org/media/files/files/947eca1e/LAI-pub-ChileGenderQuota-051915.pdf>>

<sup>(55)</sup> イスラエルに関する記述は、以下の文献を参照。Ofer Kenig and Assaf Shapira, "Primary Season in Israel," December 4, 2012. <<http://en.idi.org.il/analysis/articles/primary-season-in-israel/>>

<sup>(56)</sup> Reuven Y. Hazan and Gideon Rahat, *Democracy within Parties: Candidate Selection Methods and Their Political Consequences*, Oxford: Oxford University Press, 2010, p.66.

<sup>(57)</sup> 実際には、リクードとイスラエル我が家と統一名簿を作成することになったため、この規則の下での名簿作成後、順位の変動があった。

<sup>(58)</sup> 大臣、副大臣及びクネスト議員は地域名簿に登載されない。

<sup>(59)</sup> 女性の新人候補擁立を促進するため、第 24 順位、第 29 順位及び第 34 順位は、大臣、副大臣及びクネスト議員を経験していない女性に割り当てられている。なお、女性以外では、移民に対して第 21 順位及び第 30 順位、非ユダヤ人に対して第 25 順位、青年に対して第 35 順位が指定されている。

ただし、指定順位が必ず女性になるわけではない。例えば、女性の中で得票数1位の志願者の全体での得票数が12位であった場合、当該志願者は第10順位に繰り上がるが、全体での得票数が7位であった場合は、当該志願者は第7順位に登載され、第10順位には男性に登載されても良い。つまり、女性志願者の得票順位が、指定順位より上であれば、この規則は適用されない。制度の趣旨としては、名簿の第34順位までに5人以上の女性候補者を確保するということであり、その枠内で10位までに1人以上、20位までには2人以上、24位までに3人以上、29位までに4人以上の女性候補者を確保するということである。なお、地域名簿における得票数上位の志願者は、22位から37位までの順位に登載される。また、労働党も様々なグループに対する順位割当方式を採用しているが、女性候補者のための順位割当については、第5順位、第9順位、第14順位、第19順位、第24順位、第29順位、第34順位、第36順位、第39順位、第42順位及び第45順位が指定されている。労働党は、リクードと比較して、女性候補者の最低比率を高く設定し、また、女性候補者のためにより上位の順位を指定している。

## おわりに

最後に、前章に述べた諸外国・地域の事例を簡単にまとめておく。

まず、特に法律型クオータを導入する際には、憲法との整合性が問題となる場合があった（フランス）。法整備については、法律型クオータの導入以外に、政党型クオータを導入する場合の法律上の障害を除去する事例が見られた（英国）。その法整備が時限的な措置として行われる場合があった（英国）。時限的な措置は、政党型クオータの導入の際にも行われる事例があった（ドイツ CDU 及び SPD）。次に、効果の問題として、クオータ制の導入範囲が小さいと効果が限定的になる反面、制度が受容されやすくなるとの指摘もあった（韓国）。また、一般に、比例代表制に比較して、小選挙区制が採用されている部分へのクオータ制の導入は、効果が得られにくい、公的助成制度を活用し、政党に対して動機付けを行う取組（フランス及び韓国）、あるいは、女性限定リスト及びツィニング方式といった方法で候補者選定を行う取組（英国労働党）を行っている国及び政党が見られた。さらに、候補者を選定するための予備選挙とクオータ制を関連付ける事例（イスラエル主要政党）もあった。最後に、ライバル政党がクオータ制を導入した場合に、女性票をめぐる政党間競争の文脈で、クオータ制を導入する政党が波及的に拡大する事例（ドイツ）も見られた。

なお、議席割当制以外のクオータ制は、政党政治を前提としているため、無所属候補が多い状況下の選挙の場合には、想定した効果が得られないことも考えられる。いずれにせよ、クオータ制の検討に際しては、憲法をはじめとする現行の法制度との整合性、政党政治の状況を踏まえた上で、どのような代表をどのような形で議会に送るべきか、という議会制民主主義の根本問題を視野に入れつつ、議論を深めることが肝要であろう。

（みやはた たけし）